

「町田市立博物館所蔵 岩田色ガラスの世界展—岩田藤七・久利・糸子—」  
印刷物製作業務 仕様書

1. 業務名

「町田市立博物館所蔵 岩田色ガラスの世界展—岩田藤七・久利・糸子—」印刷物製作業務

2. 業務概要

「町田市立博物館所蔵 岩田色ガラスの世界展—岩田藤七・久利・糸子—」（令和3年7月10日～8月29日）のポスター、チラシ、チケット、招待状、招待状封筒の編集・印刷業務

3. 仕様

(1) ポスター (2種)

- ・枚数 B1 15枚/B2 1,500枚
- ・規格 B1/B2
- ・用紙 B1 b7トラネクスト四六判9.9kg相当/B2 b7トラネクスト四六判8.6kg相当
- ・刷色 4/0C
- ・備考 本紙色校あり (B1は本紙色校正なし、インクジェット印刷可)、四方断裁、ハツ折1,300枚 (B2のみ)
- ・納期 令和3年6月8日 (火)

(2) チラシ

- ・枚数 60,000枚
- ・規格 A4
- ・用紙 b7トラネクスト四六判9.9kg相当
- ・刷色 4/4C
- ・備考 本紙色校あり、四方断裁、三ツ折2,500枚
- ・納期 令和3年6月8日 (火)

(3) チケット (2種)

- ・枚数 招待券: 10,000枚  
観覧券: 10,000枚
- ・規格 天地180mm×左右70mm 相当
- ・用紙 b7トラネクスト四六判8.6kg相当
- ・刷色 4/1C
- ・備考 ミシン目 (1カ所)、100枚/一束 (天糊)、観覧券のみナンバリング要 (1カ所)、本紙色校あり
- ・納期 令和3年6月8日 (火)

(4) 招待状はがき

- ・枚数 2,000枚
- ・規格 第二種郵便物 (天地140~154mm×左右90~107mm) 相当
- ・用紙 自由
- ・刷色 4/1C
- ・備考 重さ2~6g、本紙色校あり
- ・納期 令和3年6月8日 (火)

4. その他の留意点

- ・デザイン、レイアウトも業務内容に含む。
- ・統一感をもたせるため、印刷物に同一のデザイナーを使用すること。その際使用するデザイナーの名前

と所属会社名を明記すること。

- 印刷製作物の著作権は岐阜県現代陶芸美術館に帰する。詳細は、別紙「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。
- 印刷物のうち指定箇所についてデータ（イラストレーター）で提出すること。

#### 5. 不当介入における通報義務

妨害又は不当要求に対する通報義務

- 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格の停止をすることがある。
- 受託者は暴力団等により不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

#### [連絡先等]

岐阜県現代陶芸美術館

〒507-0801 多治見市東町4-2-5

TEL：0572-28-3100 FAX：0572-28-3101

担当 学芸部 守屋靖裕

## 著作権等取扱特記事項

(「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。)

### (著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

### (著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 2 前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

### (著作者人格権)

- 第3 甲は、印刷製本物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。
- 2 乙は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

### (保証)

- 第4 乙は、甲に対し、印刷製本物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

### (印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 乙は、甲に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(アドビ社イラストレーターのデータ形式)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。